

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

3 0 問 2 時間 3 0 分

A－1 次の記述は、電波法の目的及び用語の定義について述べたものである。電波法（第 1 条及び第 2 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① この法律は、電波の A な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ② 「電波」とは、 B 以下の周波数の電磁波をいう。
- ③ 「無線電信」とは、電波を利用して、 C を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ④ 「無線局」とは、無線設備及び D の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

	A	B	C	D
1	公平かつ能率的	3 0 0 万ギガヘルツ	モールス符号	免許人並びに無線設備の操作を行う者
2	公平かつ能率的	3 0 0 万メガヘルツ	符号	無線設備の操作を行う者
3	効率的かつ公正	3 0 0 万メガヘルツ	モールス符号	免許人並びに無線設備の操作を行う者
4	効率的かつ公正	3 0 0 万ギガヘルツ	符号	無線設備の操作を行う者

A－2 次の記述は、アマチュア無線局の免許の欠格事由について述べたものである。電波法（第 5 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

- (1) 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、 A から B を経過しない者
- (2) 無線局の C から B を経過しない者

	A	B	C
1	その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日	3 年	運用の停止の命令を受け、その停止の期間が終了した日
2	その刑の言渡しが確定した日	2 年	運用の停止の命令を受け、その停止の期間が終了した日
3	その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日	2 年	免許の取消しを受け、その取消しの日
4	その刑の言渡しが確定した日	3 年	免許の取消しを受け、その取消しの日

A－3 次の記述は、アマチュア無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計等の変更について述べたものである。電波法（第 9 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第 8 条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ② ①の変更は、 A に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第 3 章（無線設備）の技術基準に合致するものでなければならない。
- ③ 電波法第 8 条の予備免許を受けた者は、 B を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

	A	B
1	周波数、電波の型式又は空中線電力	通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所
2	周波数、電波の型式又は空中線電力	運用開始の予定期日
3	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所
4	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	運用開始の予定期日

A－4 無線局の予備免許を受けた者が、予備免許の際に指定された工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後 2 週間以内に、その工事が落成した旨の届出をしなかったときに、総務大臣が行う処分に関する次の記述のうち、電波法（第 1 1 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、その工事落成の期限の延長の申請をするよう命じなければならない。
- 2 総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない。
- 3 総務大臣は、その予備免許を取り消し、再度免許の申請をするよう指示しなければならない。
- 4 総務大臣は、速やかにその工事落成の届出をするよう命じなければならない。

A－5 次の記述は、「送信設備」及び「送信装置」の定義について述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「送信設備」とは、 A とから成る電波を送る設備をいう。
- ② 「送信装置」とは、無線通信の送信のための B をいう。

A	B
1 送信装置と電源回路のしゃ断器等保護装置	高周波エネルギーを発生する装置及びこれに付加する装置
2 送信装置と電源回路のしゃ断器等保護装置	高周波エネルギーを発生する装置
3 送信装置と送信空中線系	高周波エネルギーを発生する装置
4 送信装置と送信空中線系	高周波エネルギーを発生する装置及びこれに付加する装置

A－6 次の記述は、「占有周波数帯幅」の定義について述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、 内には、同じ字句が入るものとする。

「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数をこえて^{ふく}輻射され、及びその下限の周波数未満において^{ふく}輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって^{ふく}輻射される全平均電力の に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等 の比率が占有周波数幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

- 1 1.0パーセント 2 0.75パーセント 3 0.5パーセント 4 0.25パーセント

A－7 無線設備の安全施設に関する次の記述のうち、電波法（第30条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備のうち送信装置は、強制空冷機能その他総務省令で定める機能を有するものでなければならない。
- 2 無線設備には、他の電氣的設備から当該無線設備の機能に障害を受けることがないように、静電誘導作用又は電磁誘導作用による破損を防止するための装置その他総務省令で定める装置を備えなければならない。
- 3 無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。
- 4 無線設備の電源回路には、ヒューズ又は自動遮断機を装置しなければならない。ただし、負荷電力50ワット以下のものについては、この限りでない。

A－8 次の記述は、送信装置の変調について述べたものである。無線設備規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信装置は、 A によって搬送波を変調する場合には、変調波の B において C パーセントを超えない範囲に維持されるものでなければならない。

A	B ^{せん}	C
1 音声その他の周波数	尖頭値	(±)100
2 音声その他の周波数	平均値	(±)90
3 音声	平均値	(±)100
4 音声	尖頭値 ^{せん}	(±)90

A－9 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが A であるときに人命の救助、 B 、交通通信の確保又は C のために行われる無線通信をいう。

A	B	C
1 著しく困難	災害の救援	秩序の維持
2 著しく困難	放送業務の遂行	電気事業に係る供給の維持
3 非能率的	放送業務の遂行	秩序の維持
4 非能率的	災害の救援	電気事業に係る供給の維持

A－10 無線局の免許状の記載事項の遵守に関する次の記述のうち、電波法（第53条から第55条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 無線局を運用する場合においては、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 2** 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 3** 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4** 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信、その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

A－11 擬似空中線回路の使用に関する次の記述のうち、電波法（第57条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するのはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 無線局は、電波を発射しようとするときは、なるべく擬似空中線回路を使用して送信装置が正常に動作することを確認しなければならない。
- 2** 無線局は、電波法第18条（変更検査）の検査に際して運用を必要とするときは、擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 3** 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 4** 無線局は、自局の発射する電波の周波数を測定するときは、擬似空中線回路を使用しなければならない。

A－12 次の記述は、アマチュア局の無線電信通信の方法について述べたものである。無線局運用規則（第13条、第30条及び別表第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

アマチュア局は、長時間継続して通報を送信するときは、 **A** ごとを標準として適当に **B** を送信しなければならない。

- | | A | B |
|----------|----------|----------------|
| 1 | 10分 | 「DE」及び自局の呼出符号 |
| 2 | 10分 | 自局の呼出符号及び「QRL」 |
| 3 | 5分 | 自局の呼出符号及び「QRL」 |
| 4 | 5分 | 「DE」及び自局の呼出符号 |

A－13 無線電信通信において次の略符号を表すモールス符号のうち、「送信の終了符号」を示す略符号を表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** — . . . — . —
- 2** . — . . .
- 3** — . — . . — . .
- 4** . — . — .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－14 無線電信通信において次の略符号を表すモールス符号のうち、「受信しました。」を示す略符号を表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** . — —
- 2** — . . —
- 3** — . —
- 4** . — .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－15 無線電信通信において次の略符号を表すモールス符号のうち、「こちらの信号には、フェージングがありますか。」を示すQ符号及び問符を表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1

――・－

・－・

－・

・・――・・
- 2

――・－

・・・

・－

－・・・－
- 3

――・－

・・・

－・・・

・・――・・
- 4

――・－

・－・

・－・・

－・・・－

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－16 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せのうち、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- | | 字句 | モールス符号 |
|---|-------------------|--|
| 1 | S L P H A N R D M | ・・・ ・－・・ ・――・ ・・・・ ・－ －・ ・－・ －・・ －－ |
| 2 | W K H O V P D U G | ・―― －・－ ・・・・ －―― ・・・－ ・――・ －・・ ・・－ －―― |
| 3 | X L A R F E Z Q C | －・・－ ・－・・ ・－ ・－・ ・・－・ ・ －――・ －――・ －・―― |
| 4 | T G B L E U H K I | － －―― －・・・ ・－・・ ・ ・・－ ・・・・ －・－ ・・ |

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－17 次の記述は、総務大臣がその職員をアマチュア無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類を検査させることができる場合について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ①

無線局の発射する **A** が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して **B** 電波の発射の停止を命じたとき。
- ②

①の命令を受けた無線局からその発射する **A** が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。
- ③

C の施行を確保するため特に必要があるとき。

- | | A | B | C |
|---|------------|-------------|----------|
| 1 | 電波の質 | 3月以内の期間を定めて | 電波法又は放送法 |
| 2 | 電波の型式及び周波数 | 3月以内の期間を定めて | 電波法 |
| 3 | 電波の型式及び周波数 | 臨時に | 電波法又は放送法 |
| 4 | 電波の質 | 臨時に | 電波法 |

A－18 アマチュア無線局の無線設備が技術基準に適合していないと認める場合に総務大臣が命ずることができる処分に関する次の記述のうち、電波法（第71条の5）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1

総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、電波の発射を命じて、その発射する電波の質及び空中線電力を検査しなければならない。
- 2

総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3

総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、空中線の撤去を命ずることができる。
- 4

総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、6月以内の期間を定めて当該無線局の運用の停止を命ずることができる。

A－19 アマチュア無線局の免許の取消しに関する次の記述のうち、電波法（第76条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基く命令又はこれらに基づく処分に違反し、3月以内の期間を定めて無線局の運用の停止の命令を行った場合に、免許人がその命令を受けた無線局を運用したときは、その無線局の免許を取り消すことができる。
- 2 総務大臣は、免許人が正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6月以上休止したときは、その無線局の免許を取り消すことができる。
- 3 総務大臣は、免許人が不正な手段により無線局の免許を受けたときは、その無線局の免許を取り消すことができる。
- 4 総務大臣は、免許人が電波の発射の停止の命令に従わないときは、その無線局の免許を取り消すことができる。

A－20 次の記述は、受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が A の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の B 又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 総務大臣は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について①の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を C させることができる。

A	B	C
1 電波天文業務の用に供する受信設備	運用者	検査
2 電波天文業務の用に供する受信設備	所有者	撤去
3 他の無線設備	所有者	検査
4 他の無線設備	運用者	撤去

A－21 次の記述は「有害な混信」の定義について述べたものである。国際電気通信連合憲章附属書（第1003号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の安全業務の運用を A し、又は B に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを C し若しくは A する混信をいう。

A	B	C
1 妨害	局が属する国の法令	意図的に干渉
2 阻害	局が属する国の法令	反覆的に中断
3 阻害	無線通信規則	意図的に干渉
4 妨害	無線通信規則	反覆的に中断

A－22 次の記述は、局の技術特性について述べたものである。無線通信規則（第3条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 局において使用する装置の選択及び性能並びにそのいかなる発射も、 A に B しなければならない。
- ② 送信局は、無線通信規則付録第2号に定める周波数許容偏差に B しなければならない。
- ③ 送信局は、無線通信規則付録第3号に定めるスプリアス領域の不要発射の許容し得る最大電力レベルに B しなければならない。
- ④ 減衰波の発射は、 C に対して禁止する。

A	B	C
1 無線通信規則	適合するよう努力	アマチュア局
2 その局の属する国の主管庁が定める規則	適合するよう努力	すべての局
3 無線通信規則	適合	すべての局
4 その局の属する国の主管庁が定める規則	適合	アマチュア局

A－23 次に掲げる周波数帯のうち、無線通信規則に定めるところによりアマチュア業務へ分配されている周波数帯に該当しないものはどれか。無線通信規則（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 10,100kHz～10,150kHz
- 2 14,000kHz～14,350kHz
- 3 18,068kHz～18,168kHz
- 4 24,690kHz～24,790kHz

A－24 次の記述は、無線局からの混信について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

すべての局は、 A 伝送、 B 信号の伝送、 C 若しくはまぎらわしい信号の伝送又は識別表示のない信号の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。

- | A | B | C |
|---------|------|------|
| 1 不要な | 不正確な | 不明瞭な |
| 2 不要な | 過剰な | 虚偽の |
| 3 暗語による | 不正確な | 虚偽の |
| 4 暗語による | 過剰な | 不明瞭な |

B－1 次の記述は、アマチュア無線局の免許状の訂正について述べたものである。電波法（第21条）及び無線局免許手続規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許人は、 ア に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- ② 免許人は、①の免許状の訂正を受けようとするときは、次の(1)から(5)までに掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
 - (1) 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その イ
 - (2) 無線局の ウ
 - (3) 識別信号
 - (4) 免許の エ
 - (5) 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける オ
- ③ ②の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

- | | | | |
|----------------|-----------------------------|------|----------|
| 1 免許状に記載した事項 | 2 氏名又は名称並びに無線従事者の資格及び免許証の番号 | | |
| 3 社団の理事の氏名及び住所 | 4 代表者の氏名 | 5 目的 | 6 種別及び局数 |
| 7 年月日 | 8 番号 | 9 理由 | 10 内容 |

B－2 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（ ア をいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第2号の3の3（電波の強度の値の表）に定める値を超える イ （人が通常、集合し、通行し、その他出入りする イ に限る。）に ウ のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。
 - (1) 平均電力が エ の無線局の無線設備
 - (2) オ の無線設備
 - (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
- ② ①の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

- | | | | | | |
|--------------------|-------------------------|---------|-------|-------------|-------------|
| 1 電界強度、磁界強度及び電力束密度 | 2 電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度 | | | | |
| 3 区域 | 4 場所 | 5 無線従事者 | 6 取扱者 | 7 50ミリワット以下 | 8 20ミリワット以下 |
| 9 移動する無線局 | 10 移動業務の無線局 | | | | |

B－3 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

ア 法律に別段の定めがある場合を除くほか、 イ の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその ウ 若しくは内容を エ 、又はこれを オ はならない。

- 1 何人も
- 2 周波数
- 3 漏らし
- 4 特定
- 5 他人の用に供して
- 6 無線従事者は
- 7 存在
- 8 公表し
- 9 不特定
- 10 窃用して

B－4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せのうち、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア BWKTSURNL	－．．． ．－－ －．－ － ．．． ．．－ ．－． －． ．－．．
イ KHNTPYUGH	－．－ ．．．． －． － ．－．． －－．－ ．．－ －－． ．．．．
ウ RFORTKDQI	．－． ．．－． －－－ ．－． － ．．－ ．．． ．－－ ．．
エ GOVEARPTD	－－． －－－ ．．．－ ． ．－ ．．． ．－．． － ．．．
オ ZJLMBIKSA	－－．． ．－－－ ．－．． －－ ．．．． ．． ．．．－ ．．． ．－

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B－5 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- イ 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。以下エ及びオにおいて同じ。）に返納しなければならない。
- ウ 無線従事者は、その免許証を主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかななければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- エ 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、遅滞なく、発見した免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。
- オ 無線従事者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失そう宣告の届出義務者は、遅滞なく、その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

B－6 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府又はこれに代わる者が適当な様式で、かつ、 ア 許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 イ することができない。
- ② 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定の定めるところにより、 ウ を守ることを要する。さらに許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又は エ してはならず、かつ、 オ さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

- 1 その政府が発給し、又は承認した
- 2 無線通信規則に従って発給する
- 3 運用
- 4 設置し、又は運用
- 5 公衆通信の秘密
- 6 電気通信の秘密
- 7 いかなる目的にも使用
- 8 自己の利益のために使用
- 9 その内容
- 10 その存在